

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

市民課窓口業務のご案内

水曜日の窓口業務の延長について(祝日・振替休日を除く)

場所 市役所市民課窓口

延長時間 午後5時15分～7時

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要です)
- ・印鑑登録の申請
- ・自動車臨時運行許可証の交付

注意事項 転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票、住民基本台帳カードの交付等はできません。

神島田連絡所での土・日曜日の証明書交付について(祝日・振替休日は除く)

場所 神島田連絡所

交付時間 午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)

注意事項 戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付、転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請、住民基本台帳カードの交付等はできません。

その他 土・日曜日以外の開館日(市役所が閉庁の場合は除く)には、戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付も行っていきますのでご利用ください。

市民サービスコーナー(総合保健福祉センター内2階)での証明書交付について

日時 月～金曜日(祝日・振替休日は除く) 午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)

注意事項 転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請、住民基本台帳カードの交付等はできません。

動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請、住民基本台帳カードの交付等はできません。

住民票の写しの電話予約について

市民課窓口の業務時間中に、市役所や神守支所、市民サービスコーナーにお越しにならない方のために、住民票の写しの電話予約をお受けしています。

予約できる住民票の写し

- ・本人または同一世帯に属する方の住民票の写し

予約受付 月～金曜日(祝日・振替休日は除く)の午前8時30分～午後5時

交付時間 月～金曜日(水曜日は除く) 午後5時15分～9時

水曜日 午後7時～9時

土・日曜日、祝日 午前8時30分～午後9時

交付場所 市役所当直室

代理人による住民票の写し等の交付申請について

代理人による各種証明書等の交付申請には、依頼者の委任状等が必要になりますのでご注意ください。

必要書類等

- ・住民票の写しの交付
- ・同一世帯以外の方の取得は、委任状が必要。本籍・続柄入りもしくは、世帯全員の住民票の写しの交付には、併せて依頼者の本人確認書類(コピー)

1可)が必要。申請書に依頼者の住所氏名が正しく記載されないと交付されません。

・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)等の交付

委任状が必要。申請書に本籍地・筆頭者氏名が正しく記載されないと交付されません。

・印鑑登録の申請

委任状、代理人印鑑、登録印鑑が必要。印鑑登録証は即日交付されません。

・印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証が必要。申請書に依頼者の住所、氏名、生年月日が正しく記載されないと交付されません。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類(運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなど、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)を持参の上、市民課市民・戸籍グループで申請してください。

問合せ 市民課市民・戸籍G
内線21125
2115



春の全国交通安全運動

5月11日(月)～20日(水)

子どもと高齢者を交通事故から守ろう
取り組みの重点

- ・ 自転車の安全利用を進めよう
- ・ 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ・ 飲酒運転を根絶しよう

新入学児童のいるご家庭では、家族が手本となり、安全な歩き方や横断の仕方、信号の意味、自転車の正しい乗り方など基本的な交通ルールを子どもたち自身につけさせよう。

ドライバーは子どもや高齢者に特に気を配り、減速・徐行し、後部座席も含めシートベルト・チャイルドシートを着用して、思いやりのある運転に努めましょう。

問合せ 地域・安全課地域コミュニケーション
内線20024・20060

春の安全なまちづくり県民運動

5月11日(月)～20日(水)

犯罪にあわない 犯罪を起こさない
犯罪を見逃さない

住宅を対象とした侵入盗の防止

- ・ 短時間の外出、在宅中でも必ずカギをかけましょう。窓やドアはツーロックにしましょう。
- ・ センサーライトや、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。

不審者を寄せ付けないよう地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げ

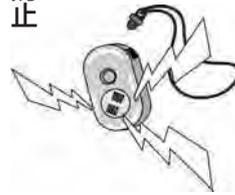
ましょう。

子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止

- ・ 子どもを一人で遊ばせないようにし、出かけるときは、行き先を告げさせるようにしましょう。
- ・ 人通りが多い、明るい道を通り、防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、いつでも使える状態にしましょう。

振り込め詐欺の被害防止

- ・ 電話によるお金の要求に対して、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」を徹底しましょう。
- ・ 落ち着いて話を聞き、要点をメモしたら一旦電話を切り、家族や警察に相談しましょう。



問合せ 地域・安全課地域コミュニケーション
内線20024・20060

防犯カメラを設置する町内会等に設置費用の一部を補助します

市では、安心・安全なまちづくりを推進するため、町内会・自治会等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象団体 津島市町内会活動助成規程に基づき助成を受けている町内会。

自治会等

補助対象となる経費 防犯カメラの設置に必要な費用

補助金額 防犯カメラの設置に必要な費用の2分の1(1000円未満の端数切り捨て)で、50万円が上限です。

申込 所定の申請書に記入の上、関係書類を添えて地域・安全課へ提出してください。詳細についてはお問い合わせ先へ。

申込期間 平成27年12月25日(金)まで(予算がなくなり次第補助を終了させていただきます)。

問合せ 地域・安全課地域コミュニケーション
内線20060

平成27年度より寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します

税法上の寡婦(夫)控除が適用されない「未婚のひとり親家庭」の子育てを支援するため、保育料などの対象事業において、寡婦(夫)控除が適用されたものとみなし、負担の軽減を図るための取り組みを開始します。

対象 次のすべての要件に該当する者

- ・ 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない者
- ・ 児童扶養手当の受給資格を有し、生計を一にする子(合計所得金額が38万円以下で、他の者の控除対象配偶

者や扶養親族となっていない場合に限り)がいる者
対象事業 表のとおり
※各事業の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

問合せ 児童課児童・保育G
内線22223・22224

みなし適用者対象事業

名 称	担当課名
保育所運営費保護者負担金(保育料)	児童課
幼稚園就園奨励費補助金	学校教育課
市営住宅家賃	計画建築課
自立支援給付事業(補装具、自立支援給付費、自立支援医療費)	福祉課
地域生活支援事業(日常生活用具、身体障害者自動車改造費、地域活動支援、移動支援、日中一時支援)	福祉課
障がい児通所給付事業	福祉課
特定健康診査自己負担金の免除	保険年金課
がん検診等自己負担金の免除	健康推進課

シルバー人材センターからのお知らせ

当センターは、地域社会の臨時的かつ短期的または軽易な仕事を、センターに加入している会員に希望や能力に応じて提供しています。会員は働くことにより健康を維持し、また地域の活性化にも貢献しています。

草刈機取り扱いの講習会

対象 市内在住の60歳以上の方で、センターに登録が必要。

日時 5月14日(木) 午前9時～11時(雨天の場合は、5月15日(金))

詳細は、電話で問い合わせ先へ。

会員募集

対象 市内在住60歳以上の健康で、働く意欲があり、家族の同意がある方。

※入会説明会に参加して、センターの内容をご確認ください。

仕事のご依頼について

仕事の内容によって、お請けできる仕事か判断させていただきます。

また、一般労働者派遣や有料職業紹介も行っていますので、ご利用ください。お気軽にお問い合わせください。

堆肥を販売しています

剪定作業で出た枝葉を粉碎し、鶏糞と発酵させた堆肥(1袋20㍔)を200円で販売。10袋以上は、市内無料で配達します。

問合 (公社)津島市シルバー人材センター

〒411-0001 津島市大津町1-1-1
☎26-8448

国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20歳から60歳までの方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳から60歳までの方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下の表を参考にしてください。

こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度がありません	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格(25年)がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満す期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
30歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がいになったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

問合 保険年金課医療・年金G(市役所1階) 内線2121・2122
中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

第4期津島市障がい福祉計画の閲覧

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため国等の指針、利用者の意向等に基づき目標達成の方策案を作成する第4期津島市障がい福祉計画を作成しました。

閲覧場所 福祉課、神守支所、神島田連絡所および市ホームページ

問合せ 福祉課福祉G

内線2131・2132

あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は、603万3335円のご協力をいただきありがとうございました。

毎年5月は「赤十字社員増強運動月間」です。今年度も皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ 福祉課福祉G

内線2131・2132

ふれあい収集

家庭ごみを集積場所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回、市職員が訪問し、ひとり暮らしの方には、声を掛けて、ごみを収集します。

対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

方だけの世帯

対象ごみ 可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ

申込 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または、福祉課までお申し込みください。

その他 申し込み後、世帯を訪問調査し、収集の可否を決定します。

問合せ 清掃事務所 ☎2642288

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則としてすべての事業所を特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付させていただきますので、事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトを含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払い

を受け、他の事業所で特別徴収が行われている方

・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方

・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204

軽自動車税の税率改正の延期について

平成27年度から適用される軽自動車税の税率について、平成26年10月号「市政のひろば」でお知らせしましたが、原動機付自転車および2輪車にかかる税率の引き上げが平成28年4月1日に延期されます。

詳細については、市ホームページや納税通知書等でご確認ください。

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204



災害時要配慮者登録制度

市では、災害時に救援救護を必要とする方(災害時要配慮者の安全確認や避難誘導、避難所での支援などを迅速・的確に行うため、災害時要配慮者登録制度があります。

災害時要配慮者支援を行うためには、自主防災会や民生委員をはじめ地域の

関係団体などに、救援を必要とする方の情報が事前に必要となります。個人情報提供のため、本人や家族などからの申し出(「津島市災害時要配慮者名簿登録申出書兼登録台帳」の提出)をすることにより登録されます。

対象となる方でも申し出がなければ名簿には登録されませんのでご注意ください。

なお、登録された名簿は、市と各自主防災会、地区民生委員で厳重に管理します。

また、災害が発生した場合のみに関係団体などへ情報提供を希望される方も登録を受け付けておりますので、各受付場所でお問い合わせください。

対象 災害が発生した場合または発生が予測される場合に支援者のいない次の方

- ・要介護認定者(3・4・5)
- ・ひとり暮らし高齢者
- ・寝たきり高齢者
- ・認知症高齢者
- ・75歳以上の高齢者世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者(1級のみ)
- ・療育手帳所持者(A判定のみ)
- ・身体障害者手帳所持者(1・2級のみ)
- ・その他支援が必要な方

受付場所

地域・安全課、福祉課、高齢介護課、保健センター(健康推進課)、神守支所、神島田連絡所

問合せ 地域・安全課防災G

内線2332